

# 国家稅務總局

## 外国企業の董事が中国国内で職務を兼任する場合の

### 稅收問題に関する通達

1999年5月17日 国税函[1999]284号

各省、自治区、直辖市及び計画単列市国家稅務局，地方稅務局：

近頃，幾つかの地方から，一部外国企業の董事（長）又はパートナー（中国国内に住所を有さない個人，以下同様）中国国内で当該企業が設立する機構、場所で職務に着き，報酬、給与所得を得ているはずであるが，その申告は董事費用又は株利益配当の名目による収入であるとの声があった。その場合個人所得稅を以下に徵收するかの問題につき以下の通り明述する：

外国企業の董事（長）又はパートナーで当該企業が中国国内で設立する機構、場所での職務に着いている場合，實質的に日常の經營、管理の仕事に従事して得る報酬、給与所得については，中国国内に来源する所得であるので，《中華人民共和國個人所得稅法》及びその實施條例及びその他関連規定に基づき個人所得稅を計算し納付しなければならない。上記に該当する個人で報酬、給与所得について未申告またはありのまま申告していない者は，《外資系企業の董事が直接管理の職務に携わる場合の個人所得稅徵收に関する国家稅務總局通達》（国税發[1996]214号）第二条及び第三条に規定する得べき報酬、給与所得を査定し，当該中国国内機構、場所が負担すべき報酬給与として納稅義務を認定し，納稅額を計算しなければならない。